

短期入院協力事業の広報等に係る定型文(例)

短期入院協力事業のご案内

1. 短期入院協力事業について

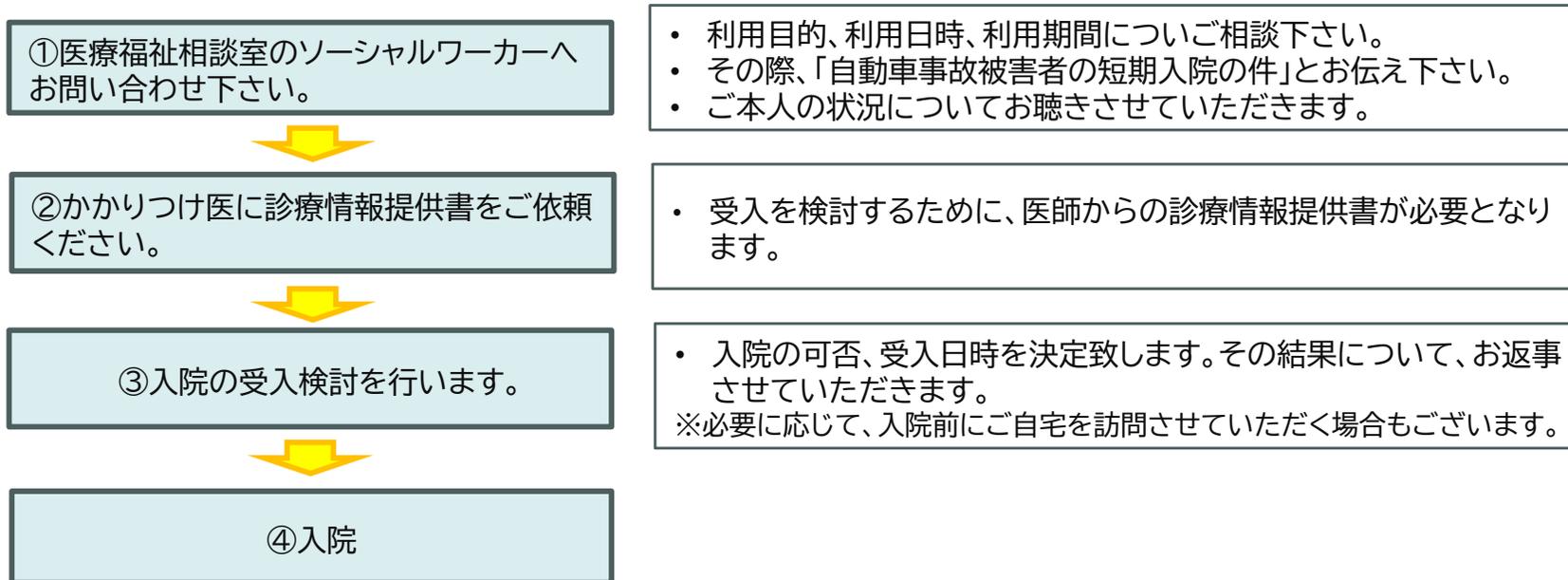
当院は●年●月より国土交通省から「短期入院協力病院」の指定を受けました。
 「短期入院協力病院」とは、自動車事故により重度後遺障害者となり、在宅で療養生活を送る方の健康維持や、検査、治療、リハビリ等を目的に短期入院を受け入れる病院のことです。

2. 対象者

- 独立行政法人自動車事故対策機構(以下、「ナスバ※」という。)より介護料の支給を受けている方
 (自動車事故が原因で、「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺症が残り、日常生活において「常時」または「随時」の介護が必要な方)

※ナスバとは、自動車事故被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止を行っている国土交通省所管の機関です。
 (参考)ナスバHPはこちら

3. 申し込み方法、入院までの流れ



4. ご相談・お問い合わせ

医療福祉相談室 担当:●●(TEL:●●●)